

第二百二十九号議案

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十五条・第四十六条）」を「（第四十五条―第四十七条）」に改める。

第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十五条 障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、

電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第二項中「附則第十一項」を「附則第十五項」に改め、附則第十二項を附則第十六項とし、附則第十一項を附則第十五項とし、附則第十項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項を附則第十項とし、附則第六項中「次項から附則第九項まで」を「附則第十項から第十二項まで」に改め、同項を附則第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則第五項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

- 六 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第十項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）の改正に伴い、電磁的記録等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。